

令和8年第13回定例会

1 日 時 令和8年8月26日（水）10時55分から11時40分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局長
担当部長
選挙課長
広報啓発担当課長
選挙制度専門課長
書記 4名

4 議 事

<議 案>

- 1 公職選挙法等現行選挙制度の改正に関する要望の提出について
- 2 令和9年春の藍綬褒章受章候補者の決定について

<その他>

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただいまから令和8年第13回定例会を開会いたします。 お手元に令和8年第12回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、2件の議案を予定しております。 なお、議案第2号は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	それでは、そのように取り扱うことといたします。 それでは、議案第1号「公職選挙法等現行選挙制度の改正に関する要望の提出」について事務局より説明を求めます。
担当部長	(議案第1号について説明)
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	これは、全国の47都道府県の皆さんの協議の上でこの内容になったということですか。
担当部長	今回、この案に関しましては、あくまで東京都選挙管理委員会と都内の区市町村から都に出てきた意見をまとめたものとなっております。これを各支会、私どもの入っている支会ですと、関東甲信越静支会になりますので、そこでブロックごとに取りまとめて、取りまとめたものをさらに連合会に提出して、連合会の中で全国から出てきたものを揉んで、最終的に取捨選択をして国に要望していくという流れになります。
委 員	これはあくまでも都のレベルであるわけですね。 この要望、私はもう少し踏み込んで良いと思っているのだけでも、かといって、東京や神奈川、千葉みたいな特殊事情なんでね。もっと地方に行くと、逆に候補者はそんな多くなくて、むしろ設置箇所をどこにするかの問題なんですよね。東京の場合は設置箇所が、場所を確保できないというのは、地方では逆に集落が、例えば限界集落みたいになってきて、設置箇所がどこに作ったら効果的なのかみたいな、設置する場所はいっぱいあるんだけど。 だからこの場所の問題は、都道府県によってその地域の課題みたいなのがかなり違うんで、これが全国レベルになった時に要望が通るかどうかっていうのは、かなり難しいところだと思いますけど。感想です。
担当部長	ありがとうございます。

委員 長	では、理解をしたいのですが、新規の1番の選挙の経費基準で、共通と期日前投票所の経費基準に含まれる項目を、当日投票所経費とそろえると何か良いことあるのですか、何が増えるのですか。何が違うのですか、不便だからですか。
担当部長	不便というか、国から支払われるお金が、いわゆる期日前投票所とかですと、職員の派遣分などが経費として見られないので、当日投票所と同じ事務を行っても経費に算入できないので同様の取扱いにしてほしいという要望です。
委員 長	払ってくれないと、もっとたくさん欲しいよという話ですね。
担当部長	同じことをやっているのです、必要な分は払ってほしいということです。
委員 長	分かりました。私としては、しっかりと理解しておかないといけない部分なもので、すみません。 それと、最後のポスター掲示場について、地方自治体へ裁量を認めるように改正されたいという要望がありますが、裁量を与えられたら何ができるということなのですか。
担当部長	例えば、背景課題の1つ目に書かせていただいております、①のところですと、いわゆる告示日には、そうした掲示場を設置していないといけないのですけれども、例えば届出を受けている時に人数がどんどん増えてしまった場合には、もともと設置していたものよりも掲示場の区画数を増やさなければいけなくなった時に、急遽、告示日まで設置するということが、選挙管理委員会としては厳しいところもありまして、数日遅れて出すなどというのを認めてもらいたいというところが一つあります。
委員 長	「裁量」と言うのかな。要するに、そこを緩めてほしいということですね。立候補者数がたくさんになったら多少遅れることを、特段の事情がある場合を除き原則はこうだけど、特段の事情というのを緩くすれば、暫定的に追加した掲示で、急遽対応できるというのを明確化してほしい。そういう意味ですか。
担当部長	もちろん我々としては早く実施をしていくのですが、少し告示日に間に合わなかった場合にも、その裁量を認めてほしいというところです。
委員 長	告示日より遅れてもということと、方法も現実的に実行可能な方法での対応、そこは裁量かもしれません。そういう意味なのですね。 分かりました。裁量といっても、「もうポスターを出さないと決めても良い」とかね、そういうことでは無いのですね。「遅れた人にはもうポスター掲示場は無いよと言っても良い」という裁量では無いわけですね。

担当部長	そういうことではありません。
委員長	裁量などあげたくないですもんね、立法者としては。何をされるか分からないですからね。だからそれはしっかりとわきまえた意味での要望ですということですね。
担当部長	そうです。
委員長	分かりました。私はその2点です。
委員	要望なのですが、立候補する人は事前審査というのがありますよね。そこで大体の候補者の人数というのを把握するのですよね。その事前審査をもう少し厳格化しても良いのではないかと思います。 仮に、事前審査に参加しなかったら、正式な立候補届はできないとしたら、それは事実上立候補届になってしまうんですけど、飛び込みで当日に持って来られたら、それは間に合わないですよ、ものすごい処理だからと私は思うんですけど。 ですから、事前審査をもう少し厳格化というか、そこに来ない人は立候補届を出したときに、例えば掲示板がなくても、場合によっては「もう掲示板は諦めてくれ」と言うとか。事務方だって全てに万全に対応できるわけではないのだから、やっぱり事前に届けてもらうことは必要だと思いますけどね。そういうのは、東京とか首都圏の特殊事情ですけど、東京都が引っ張って、関東圏辺りでももう少し事前審査みたいなものを、罰則規定などはないかもしれませんが、厳格化する必要があると私は思います。
委員長	何かございますか。
選挙課長	委員御承知のとおり、そもそも公職選挙法の作りが、告示日又は公示日に立候補の届出をするというような作りになっていますので、事前審査等々については、その当日の立候補、当日の事務を円滑に回すために、選挙管理委員会側がやり方を考えた上で行っているもので、法定事項とかではない状況でございますので、なかなかそのハードルというのは難しいのかなというのは少し印象にあります。 委員のおっしゃるとおり、事前審査を例えば法制度化というか、仕組みに入れ込むと、ではいつをもって立候補の表明になるのかというような、今の公職選挙法のそもそもの作り自体を大きく検討していかなければいけない、また少し作りが変わってくるのかなというところもあるので。現行法上ですと、やはり告示日、公示日に立候補の届出をするというのも大前提の法律になっていますので、事前審査に我々、実際頼ってはいるんですけども、ただそこを仕組みに入れ込んでいくというのは、事務方としてはなかなか少しハードルが高いのかなというような印象を持っているところです。
委員	法定事項ではないなら、それを法定事項にすればいいんですよ。 そこは立候補届ではないけれども、そこで届け出て、実際に選挙運動の七つ道具を受け取って、拡声機を使ったりとか集会をしたりするのは、いわゆ

る従来どおりの選挙の告示日。その間は事前届を法定化して、そこにはないものは告示日からの活動はできないというふうにすれば、こういう掲示場の準備だってできるわけですよ。私はそういうのを要望として入れた方が良くと思いますけど。東京が一番そういった現行法のいろいろ問題点が出たわけですから、東京が率先してそこを訴えていくってことは必要だと思いますけどね。

事務局長 前回、2年前の都知事選で騒ぎがあって、前回そういった委員の言われたような趣旨のことを要望にあげたのですが、東京だけの問題なので、結局、全国の中では落とされてしまったというところです。

委 員 都条例でできないのですか。

委 員 長 公職選挙法ですからね。

事務局長 ですから、まさに裁量の中で対応させてくれればと思います。

委 員 法律ができれば、こういう努力義務みたいな訴え方ができるということですね。

委 員 ですから、事前審査を受けなかった場合は、掲示板が足りなかった場合は、場合によったら何日か遅れますと、先ほども要望としてありましたけど、ラミネートのもので端っこに貼り付けるとか、壁に貼り付けるとか、そういうことも許容してほしいと、そういうハンデは与えますよと。
法定事項ではないけど、東京都の個別の問題としてあれば、東京都は個別の問題として対応した方が良く思うのです。
都選管の意向だと、どこかで言った方が良く思います。

委 員 今回の事項は、公職選挙法があって、特例として各自治体に裁量権を与えてほしいと。そうすると今度は、ではそういう裁量をした根拠は何かで問われてしまうから、堂々巡りの議論になってしまうんだろうね。

委 員 長 しかし、不可能を強いる立法っていうのはナンセンスですから。法律に何も書かれなくても、やむを得ない事情は常に認められると思うんですよ。
ですが、本当に困る場合が生じてしまっていますから、そういう場合には特段の事情とか、合理的な理由がある時にはやむを得ない場合があるというのを明文化してくれというような要望だと思うんですけど。
明文化するとみんなそちらで対応してしまうのではないかという立法者の方の危惧もありますから、文言はとにかく不可能は強いられないということですよ。
前回のラミネートでの対応も、裁判も起きたのか知りませんが、特段お咎めなしですから、その時その時の対応でうまくなんとか柔軟な対応も可能かという気もしますが、こういう要望は出しても良いと思います。

委 員 公職選挙法のところですけども、これ去年、法改正の時に、東京は経験

上、品位を損なう記載があったもので、「罰則を設けるべきじゃないか」という意見がかなり上がったのですね。

ところが実際は、罰則規定は設けられず、少し厳格化するという、品位を損なってはいけないという努力規定程度かそれぐらいなのですけども。罰則規定まで作れないという法的な要因があったのですか。

選挙課長

国の議論で行われておりましたのが、改正法に明文化されているわけではないのですけれども、罰則規定がない理由について、国の議論の中では、やはり憲法の表現の自由との兼ね合いですとか、あとは選挙運動をとおして、こういった品位を損なう記載をしている候補者は、結果的に有権者の方から選挙の結果として票をそういう候補者には投じないとか、結果、落選したりとか、あとは公費負担を受けられないとか、供託金が没収されるとか、最終的にそういった不利益を受けるというところで、ご本人の、まさに品位の自覚に任せるべきものっていうことで、国の議論は整理されていたところでございます。ですので、罰則規定はつけていないところです。

委員

今回要望内容として、罰則をもって禁止されたいという要望をしているのですけど、これをあえて要望する理由はどういうことですか。

選挙課長

委員おっしゃるとおり、具体的には、去年の葛飾区議選挙で、品位を損なうだろうと、損なっているだろうということで、最終的に都の迷惑防止条例で警告を出された案件があったんですけれども、結局そういうものが貼られていても選挙管理委員会では手出しができないという、その状況に対して、区民をはじめ、いろいろな方から何をやっているんだと、かなり苦情が寄せられると。ただ説明としては「何もできません」ということで、「じゃあ何の意味もないじゃないか。」「意味がないわけではないんですよ」というところで、やはり仕組みは仕組みとしてあるのですが、一方で、有権者、都民、区民の方から理解が得られないというところが、非常に選管側としては厳しいところもございまして、こういった趣旨の要望を出させていただきました。

委員

分かりました。ではこの件は東京の特殊事情ではないですね。

選挙課長

全国くまなく見ているわけではないのですけれども、例えば去年の選挙で宮城の方で個人の誹謗中傷をしたポスターが貼られてしまったりとかという状況がございまして、ここは東京の特殊事情というわけではなく、貼られてしまったら、もうどこでも全国起こりうるべきものというふうに考えています。

委員

罰則をもって禁止するということを明文化された場合に、弊害というのは想定されますか。

選挙課長

弊害というとすぐに思いつきませんが、例えばそういった恐れのあるポスターが貼られた場合は、区市町村の選挙管理委員会と地域の警察が連携をして対応ができるようになりますので、そういう意味では、選挙管理委員会側が主体的に動けるということで、弊害というよりかは、むしろメリットの方

が大きいのかなと思います。

委 員

そうなのですが、表現の自由という、これが一つのポイントになっているわけです。表現の自由の関係で、この罰則規定を設定するということは、表現の自由を制限することだということで、罰則規定は設けないという議論があるわけです。これをもし禁止事項を、この罰則をもって禁止するというのを明文化した場合に、表現の自由はこれで著しく損なわれるという、そういうことにはならないという判断ですよ。

選挙課長

そこは、選挙管理委員会側ではそういった判断というのはなかなか難しいかと思います。最終的に罰則をもって、例えば対応するのは警察側になりますし、またその対応が正しかったかどうかというのは、最終的に争われた場合は司法が判断することになりますので、そこは選管側としては危惧するところはございません。ただ最終的にその表現の自由等々の兼ね合いについては、仮にこういった罰則規定が設けられた際には、そういった司法の場等で明らかになってくるのではないかというふうに考えています。

委 員 長

難しいですね。罰則をもって禁止というのは、これは刑罰をもって禁止するというふうに読むと、例えば「わいせつである」ということを、今は明らかにわいせつだと思えば、こちらで告発したりはできるわけなんですね。

でも、その刑事罰が、今の刑事罰が発動されるよりも、もっと前の段階で「品位を損なう」という、わいせつとまでは言えないけれど、あるいは名誉毀損とか信用毀損とまでは言えないかもしれないけど、選挙として品位を損なうんじゃないかという中間的なものを設定して、それで罰則ということになるとすごく難しいですよ。

それこそ表現の自由と紙一重というか、表現の自由を侵害すると言われる可能性があるので、ここでいう罰則というのはなかなか難しいですから、多分採用されないとは思いますが、気持ちは分かる。今の現行の刑事罰でいけない、だけど選挙としては品位を損なうというものは、それは表現の自由の範囲かもしれません。個人的には、これはちょっと行き過ぎなのではないかとは思いますが、一応こういう要望を提案していろんなことを考えていただいて、取り上げられないなら取り上げられないでもいいのかなということで、要望する分には構わないのかなというふうに思います。意見です。

委 員

実はこういう質問をしたのは、やはりそういうのが少し内心持っていたもので。これから政党に所属しない、自由に立候補するという、そういう傾向はこれからますます多くなっていくと思います。そうすると、東京都で現出したような現状がこれから全国的に広がっていくような気がします。

そうするとある程度この規制っていうのを強化しておかないと、これはもう混乱するのではないかと考えていて、ですから表現の自由も確かにあるかと思うんですけども、罰則規定という具体的などういう罰則なのかという、そこまで私もわかりませんが、これは国に対して要望はしておくべき内容だとは思っています。

委 員 長

選挙課長の方からはよろしいですか。

選挙課長	ありがとうございます。
委員長	他に御意見・御質問ございませんか。なければお諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。
委員	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。それでは、当面の日程について事務局より説明を求めます。
担当部長	(当面の日程について説明)
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。 次回の定例会は、9月9日に開催することといたします。